

佐渡市総合計画審議会部会設置要領

平成 16 年 11 月 8 日

(趣旨)

第 1 条 この要領は、佐渡市総合計画審議会運営規程（平成 16 年佐渡市訓令第 89 報）第 2 条の規定に基づき、佐渡市総合計画審議会（以下「審議会」という。）の部会の設置及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(部会)

第 2 条 審議会に、別表に掲げる部会を置くものとする。

2 部会に属する委員は、審議会の会で定める。

(部会長及び副部会長)

第 3 条 部会に部会長及び副部会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 部会長は、部会を代表する。

3 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故あるとき、又は部会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 4 条 部会は、部会長が必要に応じて招集する。

2 部会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 部会長は、会議の議長となる。

4 部会の議事は、出席委員の半数をもって決し、可否同数のときには、議長の決するところによる。

(庶務)

第 5 条 部会の庶務は、事務局において行うものとする。

(委任)

第 6 条 この要領に定めるもののほか、部会の運営に関し必要な事項は、部会で協議する。

附 則

この要領は、平成 16 年 11 月 8 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 21 年 7 月 1 日から施行する。